

つがる西北五広域連合組織規則

	平成11年4月1日	規則第2号
改正	平成15年3月27日	規則第1号
改正	平成16年3月31日	規則第1号
改正	平成18年3月24日	規則第1号
改正	平成19年3月29日	規則第1号
改正	平成19年4月26日	規則第6号
改正	平成19年11月1日	規則第7号
改正	平成21年3月26日	規則第1号
改正	平成22年3月29日	規則第1号
改正	平成24年3月30日	規則第3号
改正	平成27年3月25日	規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除き、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織について定めるものとする。

(平成19規則1・一部改正)

(事務局の組織)

第2条 つがる西北五広域連合事務局設置条例(平成11年つがる西北五広域連合条例第3号)第2条に規定する事務局に次の表に掲げる課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係
	介護認定審査係
	障害判定審査係

(平成18規則1・平成22年規則1・平成24年規則3・平成27規則6・一部改正)

(出納員等)

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、総務係に出納員その他必要な職員を置く。

(平成19規則1・一部改正)

- 2 前項の出納員等のほか、会計管理者の権限に属する事務を処理するため必要となる職員については、広域連合長の属する市町の出納員及び出納員の属する課の所属職員をもって充てる。

(平成18規則1・平成19規則1・一部改正)

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、広域連合長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成16規則1・平成21規則1・一部改正)

(理事)

第5条 事務局に理事を置くことができる。

- 2 理事は、広域連合長の命を受け、事務局次長の職を取り扱う。

(平成16規則1・平成21規則1・一部改正)

(自治体病院機能再編成推進監)

(参事)

第6条 事務局に参事を置くことができる。

- 2 参事は、広域連合長の命を受け、事務局次長の職を取り扱う。

(平成16規則1・平成21規則1・一部改正)

(技幹)

第7条 事務局に技幹を置くことができる。

- 2 技幹は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成21規則1・一部改正)

(課長)

第8条 事務局に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成16規則1・平成27規則6・一部改正)

(副参事)

第9条 課に副参事を置くことができる。

- 2 副参事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

(主幹)

第10条 課に主幹を置くことができる。

- 2 主幹は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

(副技幹)

第11条 課に副技幹を置くことができる。

- 2 副技幹は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

(係長)

第12条 係に係長を置く。

- 2 係長は、上司の命を受け、所属職員とともにその分掌事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主査)

第13条 係に主査を置くことができる。

2 主査は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主任)

第14条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主事)

第15条 係に主事を置くことができる。

2 主事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(技師)

第16条 係に技師を置くことができる。

2 技師は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(係の事務)

第17条 総務課各係の事務分掌は、次のとおりとする。

(平成27規則6・一部改正)

総務係

(1) 連合議会に関すること

(2) 広域並びにふるさと市町村圏計画に関すること

(3) 広域的課題の調査研究に関すること

(4) 予算に関すること

(5) 共済組合に関すること

(6) 給与に関すること

(7) 庶務に関すること

介護認定審査係

(1) 介護認定審査会の運営に関すること

(2) 介護認定審査会の条例、規則に関すること

(3) 介護認定審査事務の電算化に関すること

(4) 介護認定審査事務の統括に関すること

(5) 介護認定審査事務の関係市町との連絡調整に関すること

(6) 介護認定審査事務の庶務に関すること

(平成18規則1・一部改正)

障害判定審査係

(1) 障害者介護給付費等判定審査会の運営に関すること

(2) 障害者介護給付費等判定審査会の条例、規則に関すること

(3) 障害者介護給付費等判定審査事務の電算化に関すること

(4) 障害者介護給付費等判定審査事務の統括に関すること

(5) 障害者介護給付費等判定審査事務の関係市町との連絡調整に関すること

- (6) 障害者介護給付費等判定審査事務の庶務に関すること
- (7) 地域自立支援協議会の運営に関すること
- (8) 地域自立支援協議会の条例、規則に関すること
- (9) 地域自立支援協議会事務の関係市町との連絡調整に関すること
- (10) 地域自立支援協議会事務の庶務に関すること

(平成 1 8 規則 1 ・ 平成 1 9 規則 7 ・ 平成 2 7 規則 6 ・ 一部改正)

(補則)

第 1 8 条 この規則に定めるほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(平成 1 6 規則 1 ・ 平成 1 8 規則 1 ・ 平成 2 1 規則 1 ・ 平成 2 7 規則 6 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年規則第 1 号)

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年規則第 1 号)

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年規則第 1 号)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 5 3 号) 附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、改正後のつがる西北五広域連合組織規則は適用せず、改正前のつがる西北五広域連合組織規則はなおその効力を有する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 6 号)

この規則は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 7 号)

この規則は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年規則第 1 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年規則第 1 号)

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年規則第 3 号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する

附 則 (平成 2 7 年規則第 6 号)

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する